

○経済産業省告示第百八十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月十一日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む</p>

---

む。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で暗号資産の借入契約に該当するものを含む。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの

イゝタ 「略」

レ ハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象

---

む。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で暗号資産の借入契約に該当するものを含む。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの

イゝタ 「略」

「新設」

となるハイチにおける平和等を脅かす  
行為等に関与した者等を指定する件（  
令和四年外務省告示第三百八十八号）  
で定めるものをいう。）

三・四 「略」

三・四 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。